

エコアクション21

2022年度版

環境経営レポート

実施期間 2022年6月～2023年5月までの1年間



作成日：2023年8月1日



株式会社 ミトモ製作所

～ 目 次 ～

I.	事業概要	2
II.	経営理念と環境経営方針	3
III.	環境経営システム体系図及び役割	4
IV.	環境経営目標とその実績	5
V.	環境経営計画の内容と取組結果の評価	6~7
VI.	次年度の環境経営の取組内容、取組の対象組織・活動	8~9
VII.	環境教育と環境上の緊急事態への対応記録他	10~11
VIII.	環境関連法規の違反・訴訟等の有無	12
IX.	代表者による全体評価と見直しの結果	13

I. 事業概要

(1) 事業所及び代表者名

株式会社 ミトモ製作所
URL <http://www.mitomo-ss.co.jp>
代表取締役社長 林 茂

(2) 所在地

- ・本社・徳島工場 〒770-0942
徳島市昭和町8丁目27番地7
TEL 088-655-4851
FAX 088-623-8708
- ・北島工場 〒771-0202
徳島県板野郡北島町太郎八須字西の川6-2
TEL 088-698-3301
FAX 088-698-2661

(3) 環境保全関係の責任者及び連絡先

- ・環境管理責任者 北島工場長 岡田 博行
TEL 088-698-3301

(4) 事業内容

- ・金属・加工金属等製造業(鋼構造物の製造)
- ・建設業(鋼構造物工事業・機械器具設置工事業・建築工事業・土木工事業)

(5) 事業の規模

活動規模	単位	2020年度	2021年度	2022年度
売上高	百万円	1,833	1,800	1,626
従業員	人	47	45	47
床面積 (本社徳島工場)	m ²	1,251.6	1,251.6	1,251.6
床面積 (北島工場)	m ²	3,833.2	3,833.2	3,833.2

(6) 取組の対象組織・活動

- ・組織 本社・徳島工場、北島工場および建設工事現場
- ・活動 金属・加工金属等製造業(鋼構造物の製造)、建設業(鋼構造物工事業・機械器具設置工事業・建築工事業・土木工事業)

(7) 事業年度

- ・2022年6月1日～2023年5月31日

II 経営理念と環境経営方針

【 経 営 理 念 】

株式会社ミトモ製作所は、安心な技術と安全な仕事で過ごしやすい
鋼構造物の施工、製作し地域社会へ貢献する企業を目指します。

【 環 境 経 営 方 針 】

経営理念に基づき、以下の環境経営方針を定め、積極的に取り組みます。

1. 常に環境への負荷を意識し、適正な処理を行ないます！
2. 二酸化炭素、廃棄物、排水量の削減に全員で取り組みます！
3. 当社の事業購買活動においてはグリーン購入法に則ります！
4. 当社の事業活動に関わる全ての環境関連の法令を遵守します！
5. 当社の事業所は化学物質削減に全員で取り組みます！
6. 自らの製造する製品及び提供するサービスで不良件数の削減に取り組みます！
7. 環境経営方針は、全員に周知するとともに、環境経営レポートにより公表します！
8. 環境経営を推進するとともに、定期的な見直しを行い継続的改善に努めます！

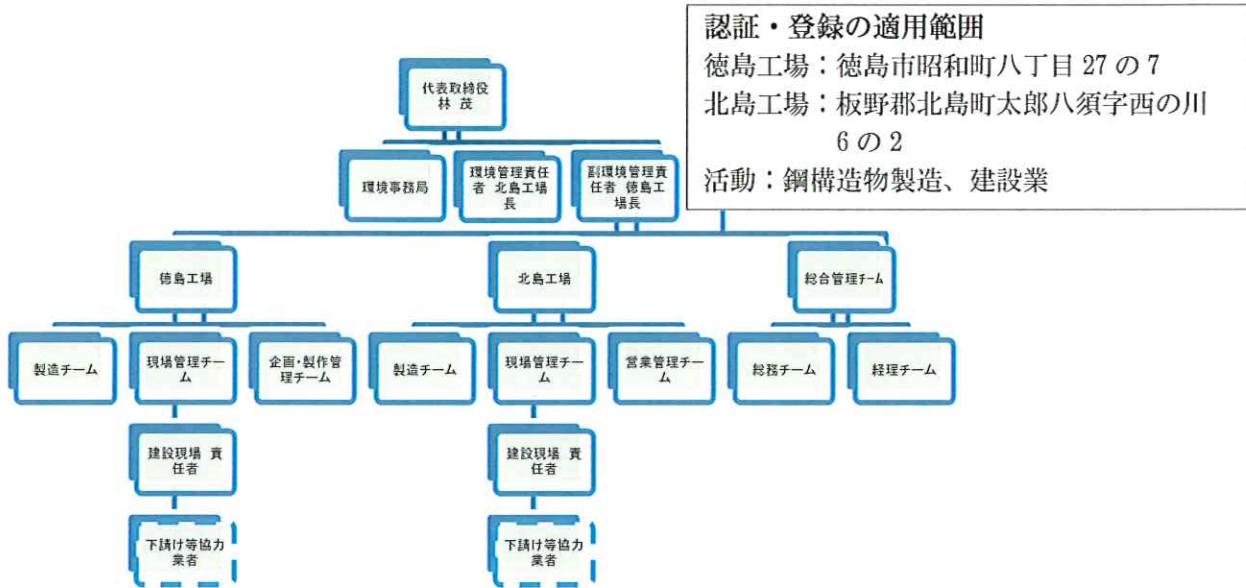
制定日 2009年 5月 20日

改訂日 2020年 6月 1日

株式会社 ミトモ製作所

代表取締役 林 茂

III. 環境経営システム体系図及び役割



	役割・責任・権限
代表者（社長）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営に関する統括責任 ・環境経営方針の作成、見直しの実施 ・環境管理責任者を任命 ・E A21 の全体的な取組状況の評価と見直しを実施 など ・環境経営方針の策定・見直し及び従業員へ周知 ・環境経営システムの実施及び管理に必要な、人、設備、費用、時間、技術者を用意 ・環境経営レポートの承認
環境管理責任者 副環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムの構築、実施、管理運営 ・環境経営の取組結果を代表者へ報告 など ・取組項目の検討・決定 ・取組状況の点検の実施 など ・環境経営レポートの確認
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営目標・環境経営計画書原案の作成 ・E A21 文書、記録書の作成 ・環境経営レポートの作成 ・E A21 の相談・コミュニケーション窓口事務局 など
	<ul style="list-style-type: none"> ・取組項目の検討・決定 ・取組状況の点検の実施 など

建設現場責任者	・建設現場における環境経営の実施状況を確認する。 ・建設現場で従事する協力業者に環境方針の周知と取組への参加を教育する。
全従業員	・環境経営方針の理解と環境への取組の重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境経営へ参加

IV. 環境経営目標とその実績

【環境経営目標】

- ・二酸化炭素排出量の削減の取り組み
- ・廃棄物排出量（事務用紙使用量）の削減の取り組み
- ・上水使用量の削減の取り組み
- ・化学物質使用量の削減の取り組み
- ・グリーン購入の推進
- ・自ら製造する製品及び提供するサービスの環境配慮の推進
- ・清掃活動の推進

【事務所・工場】 化学物質使用量が多い為管理目標として変更

項目	単位	2013 年度 実績 (基準値)	2022 年度 2022. 6 月～2023. 5 月		達成 状況	2023 年度	2024 年度
			目標値	実績値		目標値	目標値
二酸化炭素排出量	Kg-CO ₂	217,969	185,438	175,522	○(105%)	172,000	168,560
産業廃棄物排出量	kg	22,600	20,018	11,800	○(169%)	11,500	11,270
上水使用量	m ³	904	840	494	○(170%)	489	479
化学物質量使用量	回/月	12	12	12	○(500%)	12	12
グリーン購入	%	52	56	56	○(100%)	56	56
不良件数削減	件	0	0	0	○	0	0
清掃活動	回	12	12	12	○	12	12

二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、化学物質排出量の削減目標は、-2%/年

上水使用量の削減目標は、-1%/年 四国電力の排出係数=0.530 (kg-CO₂/kWh)

【建設現場】 削減目標は【事務所・工場】に準ずる。

項目	単位	2013 年度 実績 (基準値)	2022 年度 2022. 6 月～2023. 5 月		達成 状況	2023 年度	2024 年度
			目標値	実績値		目標値	目標値
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂	74,223	64,432	61,549	○(104%)	60,300	59,000

産業廃棄物排出量	Kg	98,900	85,855	17,000	○(505%)	16,600	16,200
上水使用量	m ³	44	38	120	×(31%)	118	116
化学物質使用量	Kg	899	778	849	×(91%)	832	815
グリーン購入	%	40	42	42	○(100%)	42	42
清掃活動	回	12	12	12	○	12	12

V. 環境経営計画の取組結果とその評価

注：達成状況 ○十分できている ○ほぼできている △未だ不十分である ×できていない

環境経営計画	具体的項目	達成状況	取組結果の評価
1. 二酸化炭素排出量の削減	・アイドリングストップを徹底して行う。 ・急ブレーキ、急発進の禁止。 ・乗り合わせを行い、複数台の車を同じ場所へ走らせない。 ・溶接時炭酸ガスの流量をこまめに行い、使用する炭酸ガスを減らす。	○ ○ ○ ○	昨年に比べると、現場は少し増加したが目標は達成した。事務所・工場の排出量も少し減少している。より一層のエコドライブに努めたい。
2. 廃棄物排出量の削減	・リユース(再使用)を心掛けて、ものを大切にし、捨てない。 ・分別を徹底し、リサイクル可能なものを増やし、ゴミを減らす。 ・捨てるしか処分が出来ないものは、購入を控える。 ・両面コピーを徹底して行い、リサイクル処分を行う。	○ ○ ○ ○	産業廃棄物の排出量は事務所工場、建設現場は削減に成功した。
3. 上水使用量の削減	・引き込み元栓を1/3締めて、吸水圧力を下げて節水する。 ・洗い物をする際には、水を流しつばなしにしない。	×	無駄のない水の利用をより一層心掛けたい。
4. 化学物質使用量の削減	・化学物質含有量の少ない塗料の使用を促進する。 ・化学物質含有量の少ない塗料を発注者、元請業者に推奨する	○ △	前年より減少している。一層心掛けたい。

5. グリーン購入の推進	・グリーン購入法に適合した錆止め塗料を積極的に購入する。	◎	購入前に使用後の事も考えて購入するようにしたい。
	・環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入する	◎	

環境経営計画	具体的項目	達成状況	取組結果の評価
6. 自らが製造する製品及び提供するサービスの環境配慮	・客先への納入製品の不良件数を削減する	◎	客先からのクレームも減少した。より良い製品が提供できたと思う。
7. 清掃活動	・社内の「5S活動」を推進する。	○	美化意識・清掃概念で、社内の連帯感をとれるよう、今後もこの運動を継続している。
	・地域美化活動(会社の周辺の清掃美化)を行う。	◎	

VI. 次年度の環境経営目標と環境経営計画、取組の対象組織・活動

事務所(工場)

1. 二酸化炭素排出量の削減

- ・アイドリングストップについて再度、周知徹底を図ってゆく。
- ・エコ運転への転換を浸透させる。
- ・使用機械の自主点検を徹底し、稼働効率の向上による CO₂ 削減を図る。

2. 廃棄物排出量の削減

- ・リユース(再使用)を心掛けてものを大切にし、すぐに捨てない。
- ・分別の徹底を再度確認し、さらなるゴミの減量化を目指す。
- ・リサイクル可能な機械・資材への転換を進める。
- ・両面コピーを徹底して行い、リサイクル処分を行う。

3. 上水使用量の削減

- ・引き込み元栓を 1/3 締めて、給水圧力を下げて節水する。
- ・作業工程の見直しによる使用水量の低減を図る。

4. 化学物質排出量の削減

- ・化学物質含有率の少ない塗料の使用を促進する。
- ・化学物質含有率の少ない塗料を発注者、元請け業者に推奨する。

5. グリーン購入の推進

- ・グリーン購入法に適合した錆止め塗料を積極的に購入する。
- ・環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入する。

6. 自らが製造する製品及び提供するサービスの環境配慮

- ・客先への納入製品の不良件数を削減する。

7. 清掃活動

- ・社内の「5 S活動」を推進する。
- ・地域美化活動(会社周辺の清掃美化)を行う。

建設現場

1. 二酸化炭素排出量の削減

- ・アイドリングストップについて再度、周知徹底を図ってゆく。
- ・エコ運転への転換を浸透させる。
- ・使用機械の自主点検を徹底し、稼働効率の向上による CO₂ 削減を図る。

2. 廃棄物排出量の削減

- ・リユース(再使用)を心掛けてものを大切にし、すぐに捨てない。
- ・分別の徹底を再度確認し、さらなるゴミの減量化を目指す。
- ・リサイクル可能な機械・資材への転換を進める。
- ・両面コピーを徹底して行い、リサイクル処分を行う。

3. 上水使用量の削減

- ・作業工程の見直しによる使用水量の低減を図る。

4. 化学物質排出量の削減

- ・化学物質の含有率の少ない塗料の使用を促進する。
- ・化学物質の含有率の少ない塗料を発注者、元請け業者に推奨する。

5. グリーン購入の推進

- ・グリーン購入法に適合した塗料を積極的に購入する。
- ・環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入する。

6. 自らが製造する製品及び提供するサービスの環境配慮

- ・客先への納入製品の不良件数を削減する。

7. 清掃活動

- ・建設現場の「5 S活動」を推進する。
- ・地域美化活動（建設現場周辺の清掃美化）を行う。

VII. 環境教育と環境上の緊急事態への対応記録他

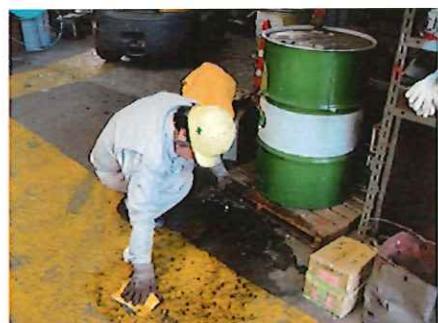
・環境教育実施について

本社徳島工場・北島工場にて、従業員に定期的に環境教育を行った。
エコアクション21の再認識、事例を挙げどのようにすれば二酸化炭素の削減やごみの削減、節水ができるのか話し合いを行いました。



・緊急事態対応訓練実施について

北島工場にて、地震等によってマシンオイルが漏れ出した後の対応訓練を行った。
実際に手順を確認しながら吸着シートで吸収し、ウェスで拭き取りを行う訓練を実施した。



・清掃奉仕活動について

(1) 徳島県OURアドプト事業 年3回実施



(2) ボランティア活動 徳島市川内町小松海岸にて



(3) 除草作業 北島工場にて



・エコについての掲示物

給湯室



本社・徳島工場 外トイレ



VIII. 環境関連法規の違反・訴訟等の有無

主な適用法規等	要求事項
産業廃棄物処理法	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の排出適正処理・収集運搬・処分業者との適正な契約・マニュフェストの発行と管理・廃棄物置場の表示と保管基準の遵守・毎年6月末までに徳島県にマニュフェスト交付状況を届け出する
徳島県生活環境保全条例 (騒音に関する規制)	<ul style="list-style-type: none">・規制基準の遵守
建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none">・対象建設工事の届け出
グリーン購入法	<ul style="list-style-type: none">・適合品の購入
P R T R 法 (化学物質排出把握管理促進法)	<ul style="list-style-type: none">・化学物質使用量の把握
労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none">・化学物質のリスクアセスメントの実施
消防法	<ul style="list-style-type: none">・少量危険物の届出・消防用設備の点検
オフロード 法	<ul style="list-style-type: none">・建設機械の排出ガス対策
騒音規則法	<ul style="list-style-type: none">・特定建設作業（杭打機、削岩機等）
振動規則法	<ul style="list-style-type: none">・特定建設作業（杭打機、プレーカー等）
浄化槽法	<ul style="list-style-type: none">・浄化槽からの排水の水質検査
フロン排出抑制法	<ul style="list-style-type: none">・業務用空調機器の簡易点検

環境関連法規について遵守状況をチェックしたところ、違反はありませんでした。
また、関係機関からの違反の指摘、住民等からの苦情、訴訟は過去三年間ありませんでした。

IX. 代表者による全体評価と見直しの結果

評価

1年間を通しての結果として、全体的に削減できている。
電気・水道の使用料が増えた。節水、節電に心掛けたい

また、化学物質使用量は減少したが、化学物質の少ない塗料を購入するように
心掛けたい。

また、産業廃棄物は今後も、排出量の削減・再資源化推進のために、現場排出
物を本社工場に搬送し、分別の徹底に努める。

見直し

1. 【環境経営方針】

現時点で、改定及び変更の必要性は、無いと判断する。

2. 【環境経営目標・環境経営計画】

現時点で、改定及び変更の必要性は、無いと判断する。

3. 【実施体制】

現時点で、改定及び変更の必要性は、無いと判断する。

4. 【経営システムの各要素】

現時点で、改定及び変更の必要性は、無いと判断する。